

# 成育医療等の提供に関する主な施策

こども家庭庁成育局母子保健課

# こども大綱

(令和5年12月22日閣議決定)

## 【説明資料】

**全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約\*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。**

全ての子どもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- 心身ともに健やかに成長できる
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸せな生活ができる
- 様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、子どもを産み育てることや、不安なく、子どもとの生活を始めることができる。
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、子どもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、子どもが幸せな状態で育つことができる。



- ① 子ども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。



子どもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

**①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る**

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

**②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく**

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

**③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する**

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

**④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする**

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

**⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む**

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

**⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する**

「子どもまんなか社会」を実現するための重要事項を、子ども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

## 1 ライフステージを通じた重要事項

- 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等  
(子ども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、子どもまんなかまちづくり 等)
- 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援)
- こどもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組  
(子ども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

## 2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで  
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。  
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期  
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。  
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。  
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり  
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育  
・いじめ防止 ・不登校の子どもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期  
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。  
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援  
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

## 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

## 1 子ども・若者の社会参画・意見反映

子ども基本法において、子ども施策の基本理念として、子ども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、子ども施策を策定、実施、評価するに当たって、子ども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。子どもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

子どもや若者の意見を聴いて施策に反映することや子どもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①子どもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

子どもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、子どもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

- 国の政策決定過程への子ども・若者の参画促進（『子ども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員への子ども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）
- 地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）
- 社会参画や意見表明の機会の充実      ○多様な声を施策に反映させる工夫      ○社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備      ○子ども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

## 2 子ども施策の共通の基盤となる取組

- 「子どもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）
- 子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、子ども家庭センターの全国展開 等）
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

## 3 施策の推進体制等

- 国における推進体制（総理を長とする子ども政策推進会議、子どもまんなか実行計画の策定、担当大臣や子ども家庭審議会の権限行使 等）
- 数値目標と指標の設定      ○自治体子ども計画の策定促進、地方公共団体との連携      ○国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保      ○子ども基本法附則第2条に基づく検討

別紙1に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会…こどもまんなか社会

目標（別紙1）

（目標値）

「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状※維持 ※97.1%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%

指標（別紙2）

- ・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合
- ・こどもの貧困率
- ・里親等委託率
- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数
- ・小・中・高生の自殺者数
- ・妊産婦死亡率
- ・安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合
- ・いじめの重大事態の発生件数
- ・不登校児童・生徒数
- ・高校中退率
- ・大学進学率
- ・若年層の平均賃金
- ・50歳時点の未婚率
- ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
- ・合計特殊出生率
- ・出生数
- ・夫婦の平均理想/予定こども数
- ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
- ・男性の育児休業取得率
- ・6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間
- ・ひとり親世帯の貧困率

等

# 子どもの学習・生活支援事業

## 【実績】

- ・596自治体(66%)(R4)
- ・利用件数39,606(R3)

## 対象者

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもとその保護者

## 支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

## <子どもの課題とその対応>

### 生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面	生活面	親の養育
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校進学のための学習希望</li> <li>・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭に居場所がない</li> <li>・生活習慣や社会性が身につけていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもとの関わりが少ない</li> <li>・子育てへの時間的・精神的余裕がない</li> </ul>
上記課題に対し、総合的に対応		

## 子どもの学習・生活支援事業

### 学習支援

(高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等)



### 生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



### 教育・就労(進路選択等)に関する支援

- ・高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



## 期待される効果

- 子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押しできる。(貧困の連鎖防止)



## 1. 事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とする子ども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子ども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

## 2. 事業内容（対象者、実施主体を含む）

### ○地域こどもの生活支援強化事業（補助基準額：最大8,502千円）

※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円

ア 食事（子ども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、子ども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業  
（補助基準額：3,070千円）

※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】  
（補助基準額：1,000千円）

イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）  
（補助基準額：1,520千円）

②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）  
（補助基準額：300千円）

ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域で子どもを支援するための仕組みづくりを行う事業  
（補助基準額：2,912千円）

エ その他上記に類する事業

※ ア～エを組み合わせて実施（イは①又は②いずれかのみ）

### ○要支援児童等支援強化事業【加算措置】（補助基準額：2,563千円）

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

### 福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・立上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・地域人材（ボランティア、民生・児童委員等）の活用

#### 食事の提供



#### 体験の提供



#### 子ども用品の提供



発見

連携

市区町村

子ども家庭センター

支援が必要な子ども

学校・教育委員会

要保護児童対策地域協議会

地方自治体

市・町・区役所

都道府県（後方支援または直接支援）

## 3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村 【補助率】 国：2/3、都道府県・市区町村：1/3

〈母子家庭等対策総合支援事業費補助金〉 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ( )内は前年度当初予算  
令和5年度第一次補正予算 3.7億円

## 1 事業の目的

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。
- また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。

## 2 事業の概要・スキーム

### 令和6年度当初予算案における実施内容

- 地域の実情に応じて、以下の①から③の支援を組み合わせ合わせて実施。
  - ① 基本的な生活習慣の取得支援や生活指導
  - ② 学習習慣の定着等の学習支援
  - ③ 軽食の提供
- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが勉強に集中できるよう、自習室を含めたスペースの確保や軽食の提供に係る費用を支援。

### 令和5年度第一次補正予算による拡充内容

- ① 大学等受験料  
大学・短大・専門学校等の受験料
  - ② 模擬試験受験料  
中学生・高校生の各ステージの受験に向けた、模試試験の受験料
  - ③ 長期休暇の学習支援の費用加算  
長期休暇における、学習支援の回数増加に伴い必要な費用
- ※①及び②の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者  
ア.児扶受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)  
イ.自治体を実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども



## 3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区町村      【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2  
【実施自治体数】186か所              国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4  
【補助単価】

### 令和6年度当初予算案

#### ○生活指導・学習支援

(1) 事務費	1事業所当たり	2,746千円
(2) 事業費(集合型)	1事業所当たり	4,898千円(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)
(3) 事業費(アウトリーチ型)	1回の訪問が1日の場合	10,420円(半日以内の場合 6,700円)
(4) 実施準備経費	1事業所当たり	① 改修費等 4,000千円 ② 礼金及び賃借料(実施前月分) 600千円
(5) 軽食費	1事業所当たり	832千円(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)

### 令和5年度第一次補正予算

- ① 大学等受験料  
高校3年生等：53,000円上限
- ② 模擬試験受験料  
高校3年生等：8,000円上限  
中学3年生：6,000円上限
- ③ 長期休暇の学習支援の費用加算  
週1日：424千円加算  
週2日：848千円加算  
週3日以上：1,272千円加算

# ひとり親家庭の子育て・生活支援関係の主な事業

事業名		支援内容	実績等	
母子・父子自立支援員による相談・支援		ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。	(勤務場所) 原則、福祉事務所 (配置状況) 1, 788人 (常勤481人 非常勤1, 307人) (相談件数) 677, 337件	
ひとり親家庭等日常生活支援事業		修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う。	(派遣延件数) 23, 305件	
ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等生活支援事業	相談支援事業	ひとり親家庭等が直面する様々な課題に対応するために相談支援を行う。	(相談延件数) 37, 937件
	家計管理・生活支援講習会等事業	家計管理、こどものしつけ・育児や健康管理などの様々な支援に関する講習会を開催する。	(受講延件数) 6, 218件	
	学習支援事業	高等学校卒業程度認定試験の合格のために民間事業者などが実施する対策講座を受講している親等に対して、補習や学習の進め方の助言等を実施する。	(利用延件数) 81件	
	情報交換事業	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを相談しあう場を設ける。	(開催回数) 393回	
	短期施設利用相談支援事業	母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般等に関する相談や助言の実施、ひとり親家庭の状況に応じた各種支援の情報提供、必要に応じて施設入所に関する福祉事務所等関係機関との連絡・調整を行う。	(利用件数) 43件	
こどもの生活・学習支援事業		ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。	(利用延人数) 278, 947人	
母子生活支援施設		配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。	施設数： 215か所 定員： 4,441世帯 現員： 3,135世帯	
ひとり親家庭住宅支援資金貸付 (注)母子・父子自立支援員、母子生活支援施設		母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付を行う。 令和3年度末現在	(貸付件数) 703件	

# ギャンブル等依存症対策推進基本計画

(令和4年3月25日閣議決定)

## 令和4年度までの進捗状況について（概要）

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

令和5年6月

## 1. 広告・宣伝の在り方

- レース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞、雑誌広告等において、ギャンブル等依存症の注意喚起のための標語を掲載。[全公営競技]
- 広告・宣伝に関する全国的な指針をふまえ、各関係事業者においても広告・宣伝指針を策定し、運用を開始。（令和4年3月モーターボート、令和4年7月競馬、令和5年1月競輪・オートレース）[全公営競技]
- ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）において、積極的な啓発活動などを実施。[全公営競技]
  - ＜公営競技主催者等による主な取組＞
    - ・ 啓発ポスターの作成・掲示、テレビ放映、ウェブサイト、SNS等による啓発週間の周知・啓発。
    - ・ シンポジウム、大学生向けセミナーや講義の開催による知識の普及啓発。

## 2. アクセス制限等

- 公営競技場、場外発売所への入場制限やインターネット投票の制限を実施。[全公営競技]
- 20歳未満の者による投票券の購入防止のため、警備員等による声かけ及び年齢確認を徹底。[全公営競技]
- インターネット投票におけるアクセス制限強化のため、全公営競技で購入限度額設定システムを導入。[全公営競技]
- 入場管理方法としての、顔認証システムの実用化に向けた検討。[全公営競技]
- 公営競技場及び場外発売所に設置されているATMを全て撤去。[全公営競技]
- インターネット投票利用者に対し、より効果的な注意喚起を行うため、投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法の導入を検討中。[全公営競技]



＜公営競技場や場外発売所への入場制限、インターネット投票におけるアクセス制限の実施件数の推移＞

公営競技別	平成30年12月末時点		
	本人申告	家族申告	合計
競馬	801件	31件	832件
競輪	59件	2件	61件
オートレース	17件	1件	18件
モーターボート競走	135件	5件	140件
合計	1,012件	39件	1,051件



令和5年3月末時点		
本人申告	家族申告	合計
5,009件	124件	5,133件
1,361件	19件	1,380件
172件	4件	176件
2,703件	45件	2,748件
9,245件	192件	9,437件

＜公営競技のインターネット投票における購入限度額設定の実施件数（令和5年3月末時点）＞

競馬	32,238件	競輪	16,518件	オートレース	580件	モーターボート競走	323件	合計	49,659件
----	---------	----	---------	--------	------	-----------	------	----	---------

### 3. 相談・治療につなげる取組

- 自助グループをはじめとする民間団体等への経済的支援を目的とした補助事業について令和4年度から募集。[全公営競技]
- 公営競技カウンセリングセンターや予防回復支援センター等の相談窓口の周知を徹底。[全公営競技]
- ギャンブル等依存症の早期発見・早期予防につなげるセルフチェックツールを積極的に周知。[全公営競技]

### 4. 依存症対策の体制整備

- ギャンブル等依存症対策実施規程に基づき対策を推進。[全公営競技]
- ギャンブル等依存症に関する責任者や担当者、専門スタッフを選任。[全公営競技]
- ギャンブル等依存症に関する知識の向上や理解を深めるための研修を実施。[全公営競技]

投票券の購入にのめりこむ等の不安がある方は以下までお問合せください

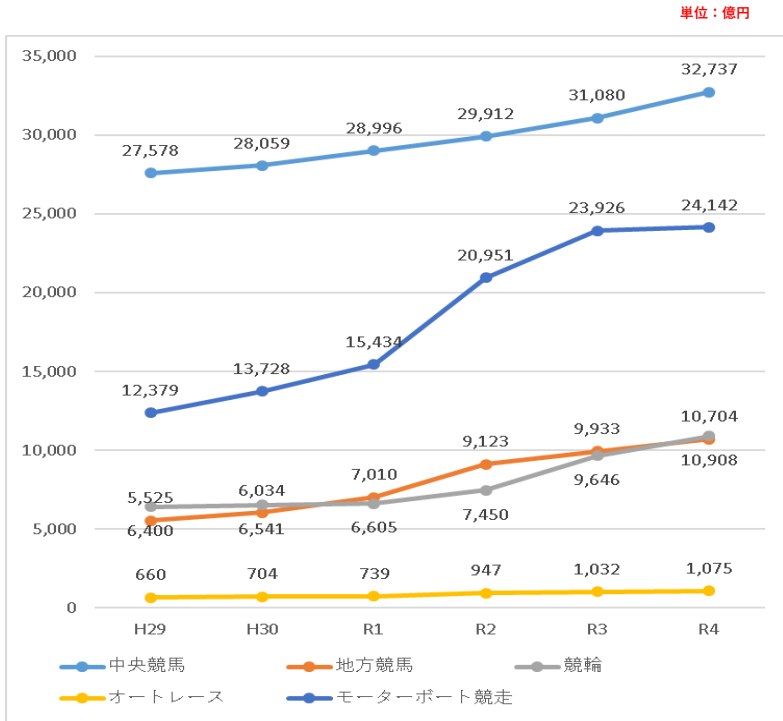
一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センター

サポートコール **0120-683-705**

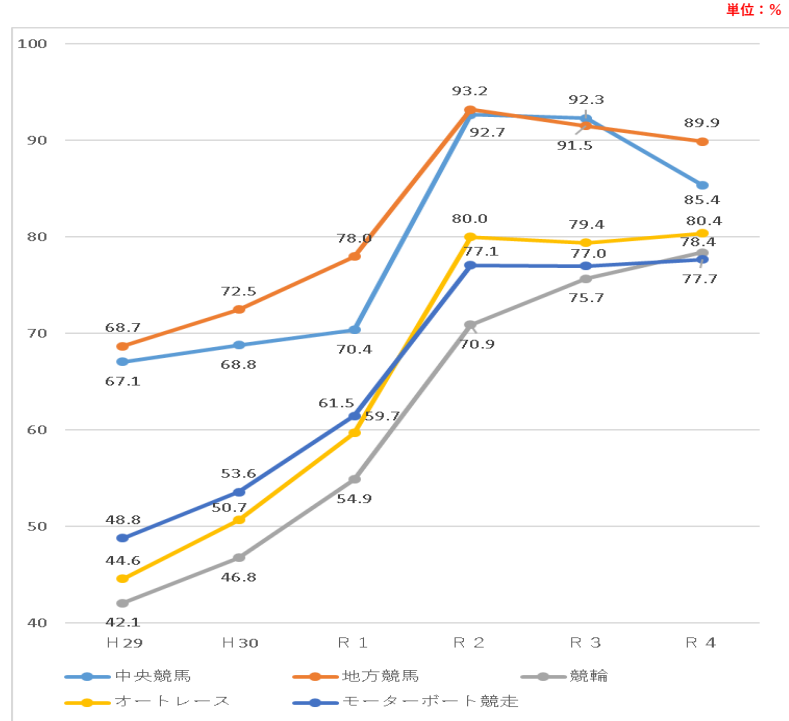
年中無休・24時間受付  
ご利用の電話番号の種類によっては繋がらない場合がございます

# 公営競技におけるインターネット投票等に係る各種データ

① H29～R 4 事業年度の売上額の推移



② H29～R 4 事業年度のネット投票割合の推移



※中央競馬は1～12月を1事業年度、他は4月～翌年3月までを1事業年度（②においても同じ）

## アクセス制限の概要

- 利用者本人又はその家族が競走場・場外発売所における投票券の購入又はインターネット投票による投票券の購入をやめることを望む場合に、本人又は家族の申告に基づき当該利用者の利用停止を行う制度。
  - 本人申告においては特段要件無し、家族申告においては次のいずれかが必要。
    - ①本人が医師からギャンブル障害の診断を受けていること
    - ②本人の家族の生計維持に重要な影響を及ぼしていることを証明すること
- ※ 本場・場外の入場制限有効期間：中央競馬は設定の翌年末日、地方競馬・競輪・オートレースは設定の翌年度末日、モーターボート競争は設定の翌年度末日
- ※※ ネット投票利用停止の解除申請不可期間：中央競馬は設定の翌年末日、地方競馬・競輪・オートレースは設定の翌年度末日、モーターボート競走は設定後180日

### アクセス制限の制度開始時期及び制限件数

	競走場・場外発売所				インターネット投票			
	導入時期	H30.12	R4.3	R5.3	導入時期	H30.12	R4.3	R5.3
中央競馬	本人申告：H29.7～	11件	52件	<b>84件</b>	本人申告：H29.10～	643件	3,018件	<b>3,730件</b>
	家族申告：H30.10～	0件	3件	<b>3件</b>	家族申告：H29.12～	30件	89件	<b>112件</b>
地方競馬	本人申告：H29.4～	1件	6件	<b>9件</b>	本人申告：H29.10～	146件	968件	<b>1,186件</b>
	家族申告：H30.11～	0件	1件	<b>1件</b>	家族申告：H30.4～	1件	7件	<b>8件</b>
競輪	本人申告：H29.10～	0件	4件	<b>8件</b>	本人申告：H29.11～	59件	921件	<b>1,353件</b>
	家族申告：H30.10～	0件	0件	<b>1件</b>	家族申告：H30.4～	2件	12件	<b>18件</b>
オートレース	本人申告：H29.10～	0件	2件	<b>5件</b>	本人申告：H29.11～	17件	110件	<b>167件</b>
	家族申告：H30.10～	0件	0件	<b>0件</b>	家族申告：H30.4～	1件	3件	<b>4件</b>
モーターボート競走	本人申告：H29.7～	6件	56件	<b>81件</b>	本人申告：H29.10～	129件	1,266件	<b>2,622件</b>
	家族申告：H30.10～	0件	0件	<b>0件</b>	家族申告：H30.4～	5件	18件	<b>45件</b>
合計	本人申告	18件	120件	<b>187件</b>	本人申告	994件	6,283件	<b>9,058件</b>
	家族申告	0件	4件	<b>5件</b>	家族申告	39件	129件	<b>187件</b>

※ 地方競馬・競輪・オートレースの3競技を1つのサイトで扱っているオッズパークは地方競馬のみにカウント  
 ※ 競輪・オートレースの2競技を1つのサイトで扱っているチャリロト、ウィンチケットは競輪のみにカウント



## 購入限度額設定の概要

- 利用者本人の申請に基づき、各競技の投票券の購入の上限額を設定し、特定期間内において設定上限額を超える投票券の購入ができなくなる制度。
- 投票券の販売サイト上で設定可、モーターボート競走のみ郵送で設定（販売サイトごとに設定が必要）
- 競馬・モーターボート競走は令和2年度に開始、競輪・オートレースは令和4年度に順次開始。

### 購入限度額設定の内容及び設定件数

競技	内容	設定件数 R4.3末時点	設定件数 R5.3末時点
中央競馬	<令和2年11月20日より制度開始> ① 100円単位で設定可能 ※0円設定も可能（：インターネット投票等が利用不可） ② 設定から180日間は設定解除及び増額不可（減額は随時可能） ③ 上限適用期間は「節（※）」単位 （※）：連続する勝馬投票券発売日（通常、土曜・日曜）を合わせたもの	11,952件	20,069件
地方競馬	<令和2年11月30日より制度開始> ① 100円単位で設定可能 ※0円設定も可能（：インターネット投票が利用不可） ② 設定から180日間は設定解除及び増額不可（減額は随時可能） ③ 上限適用期間は「1日」単位	8,876件	12,169件
モーターボート競走	<令和2年12月16日より制度開始> ① 1,000円単位で設定可能（1,000円～999,000円の範囲内） ② 設定日の翌月初日から起算して6か月を経過するまでは設定解除及び上限増額不可（減額は随時可能） ③ 上限適用期間は「1日」単位	179件	323件
競輪 オートレース	<令和4年度に順次制度開始> ※R4.4.2～（オートレースレホンセンターの例） ① 100円単位で設定可能（0円～9,990,000円の範囲内（オートレースは100円～）） ② 設定から180日間は設定解除及び増額不可（減額は随時可能） ③ 上限適用期間は「1日」単位	—	競輪 16,512件 オート 580件

# 関係事業者の主な取組（ぱちんこ①）

## 1. 広告・宣伝の在り方

- 令和元年度に策定した、広告・宣伝に係る全国的な指針に基づく取組を推進
- 年間を通じ遊技客に対する啓発資料の配付やSNS等を活用した普及啓発の促進
  - ・ 特設サイトにフォーラム動画を公開
  - ・ 大学生、新社会人等を対象としたショート動画を制作してSNSによる情報発信
- 健全な遊技の在り方に関する情報発信を検討

## 2. アクセス制限・施設内の取組

- 自己申告・家族申告プログラムの利用促進
- 18歳未満の可能性があると認められる者に対する身分証明書による年齢確認を徹底
- 営業所内に設置されているATM等の撤去等を推進
- 出玉規制を強化した遊技機への入れ替えを完了、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入開始

《自己申告・家族申告プログラムの導入店舗数 推移》  
 ※（ ）内は全店舗数に占める導入店舗数の割合

	H30.12末	R 4 .12末
導入店舗数	2,195 (約22%)	5,725 (約75%)

自己申告・家族申告プログラム  
**申込みガイド**  
 自己申告 家族申告

こんなお悩み、ありませんか？

パチンコ・パチスロでついお金を使いすぎてしまう  
 遊びに行く頻度を減らしたいがつい行ってしまふ

そんな方は…  
**自己申告・家族申告プログラム**を利用して  
**パチンコ・パチスロと上手にお付き合いしてみませんか？**

初めてで、よくわからなくても大丈夫！

どんなプログラムがあるの？  
 どうやって申込みはいいの？  
 申込み時に必要なものは？

自己申告・家族申告プログラムの内容、申込み方法などをご紹介します！

# 関係事業者の主な取組（ぱちんこ②）

## 3. 相談・治療につなげる取組

- 民間団体等への経済的支援を実施  
 ≪業界が設立した専門機関による助成実績 推移≫

	R2年度	R3年度	R4年度
助成件数	6件	9件	8件
助成額合計	1,225万円	1,620万円	1,110万円

- 依存症専門医療機関等の情報を記載した、「安心パチンコ・パチスロリーフレット」を相談対応等に活用
- リカバリーサポート・ネットワーク（ぱちんこへの依存問題の相談機関）の相談体制・機能を充実強化

## 4. 依存症対策の体制整備

- 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」制度の運用改善
- 依存防止対策に係る実施規程に基づいた取組の推進
- 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の活用
- 「(一社)遊技産業健全化推進機構」による依存防止対策の取組状況の点検の実施
- 各地域における相談拠点等との連携強化

## 1. 予防教育・普及啓発

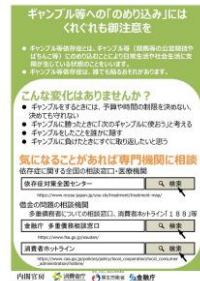
- ギャンブル等依存症問題等の効果的な普及啓発の検討及び実施【内閣官房】  
 (主な意見) インターネットにおける広報啓発の強化、動画掲載など視覚に訴える工夫をすべき  
 (啓発週間(R5)の取組) 啓発用ポスター(啓発週間用、通年用、自治体用)の作成、SNS動画による広報、体験談動画の作成、体験談検索機能の充実等の実施
- 関係省庁の取組
  - 依存症の理解を深めるための取組の実施【厚労省・総務省】  
 (シンポジウム・イベントの実施、SNSの活用、依存症啓発サポーターの起用、特設ウェブサイト設置、リーフレット配布等)
  - ご本人・ご家族向け注意喚起資料を都道府県等へ周知【消費者庁】
  - 青少年向け啓発用資料を地方公共団体・国公立大学・専門学校等に周知【消費者庁・文科省】
  - 高等学校学習指導要領(※)(令和4年度から年次進行で実施)について協議会等で周知【文科省】  
 教師用指導参考資料・高校生向け啓発資料の周知※精神疾患の一つとしてギャンブル等を含めた依存症を取り上げる
  - 「依存症予防教室」事業において、保護者や地域住民等に向けた啓発講座の実施【文科省】
  - ギャンブル等依存症等に関する記載を盛り込んだ金融経済教育関係のガイドブックを大学生向け講義で活用【金融庁】
  - 産業保健総合支援センターのウェブサイトで相談窓口等の周知を行うなど、事業所に対する普及啓発【厚労省・総務省】

〔普及啓発リーフレット〕  
(厚労省)

〔注意喚起(本人向け(左)・家族向け(中))、啓発ポスター(右)〕  
(消費者庁)

〔教師用指導参考資料(左)  
・高校生向け啓発資料(右)〕  
(文科省)

〔啓発ポスター〕  
(内閣官房)



## 2. 依存症対策の基盤整備

- 各地域の包括的な連携協力体制の構築【関係省庁】
  - 連携会議の設置促進、関係団体への積極的参画に関する通知の発出【厚労省・関係省庁】
  - 48の団体で連携会議の設置【厚労省】
- 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進【内閣官房】
  - 32の都道府県で推進計画を策定、令和5年度は13県で策定予定

	R5.3末時点
連携会議設置団体	48団体/67団体
都道府県計画	32都道府県/47都道府県 ※令和5年度は13県で策定予定

## 3. 相談支援・治療支援

- 相談支援
  - 全ての都道府県・政令市で相談拠点の設置を完了【厚労省・総務省】
  - 家族に対する支援の強化【関係省庁】：家族教室等の実施、相談拠点の整備、地域の関係機関の連携体制への参画促進等
  - 各相談窓口の体制強化、相談員等の支援・養成【関係省庁】：マニュアルの改訂、研修の実施 等
- 治療支援
  - 依存症専門医療機関について58団体、依存症治療拠点機関について43団体で設置【厚労省・総務省】

### 相談拠点・依存症専門医療機関/治療拠点機関設置団体数

	H31.2時点	R5.3末時点	R5度予定
相談拠点	31団体	➡ 67団体/67団体	(67団体)
専門医療機関	21団体	➡ 58団体/67団体	(60団体)
治療拠点機関	16団体	➡ 43団体/67団体	(45団体)

#### 4. 民間団体支援・社会復帰支援

- 依存症民間団体支援事業で民間団体の取組を支援【厚労省・総務省】
- 就労支援者の能力向上【厚労省・総務省】：ハローワーク担当者等のギャンブル等依存症に関する知識等の向上の取組を実施
- 生活困窮者への支援【厚労省】：相談支援員の研修にギャンブル等依存症に関する講義や当事者の事例報告を実施
- 受刑者への指導・支援・就労支援【法務省】：連携会議への積極的な参加及び情報共有/就労支援の実施体制の充実等

#### 5. 人材の確保

- 医師【厚労省】：臨床研修医が経験する症例としてギャンブル等依存症等を位置付けたガイドラインに基づく臨床研修の実施
- 医学部教育【文科省】：国公立大学医学部長会議等において医学教育モデル・コア・カリキュラムの関連内容等を周知
- 保健師・助産師・看護師・社会福祉士・精神保健福祉士等【厚労省】  
：ギャンブル等を含む「依存症対策」の項目が含まれた試験や養成課程の実施
- 医療従事者【厚労省】：依存症対策全国センターにおいて依存症治療指導者養成研修、都道府県等が依存症医療研修を実施
- 生活保護担当ケースワーカー【厚労省】：研修会の開催を通じた依存症に関する知識の向上
- 刑事施設職員・更生保護官署職員【法務省】：ギャンブル等依存に関する研修の実施・講義ビデオの配布

#### 6. 多重債務問題等への取組

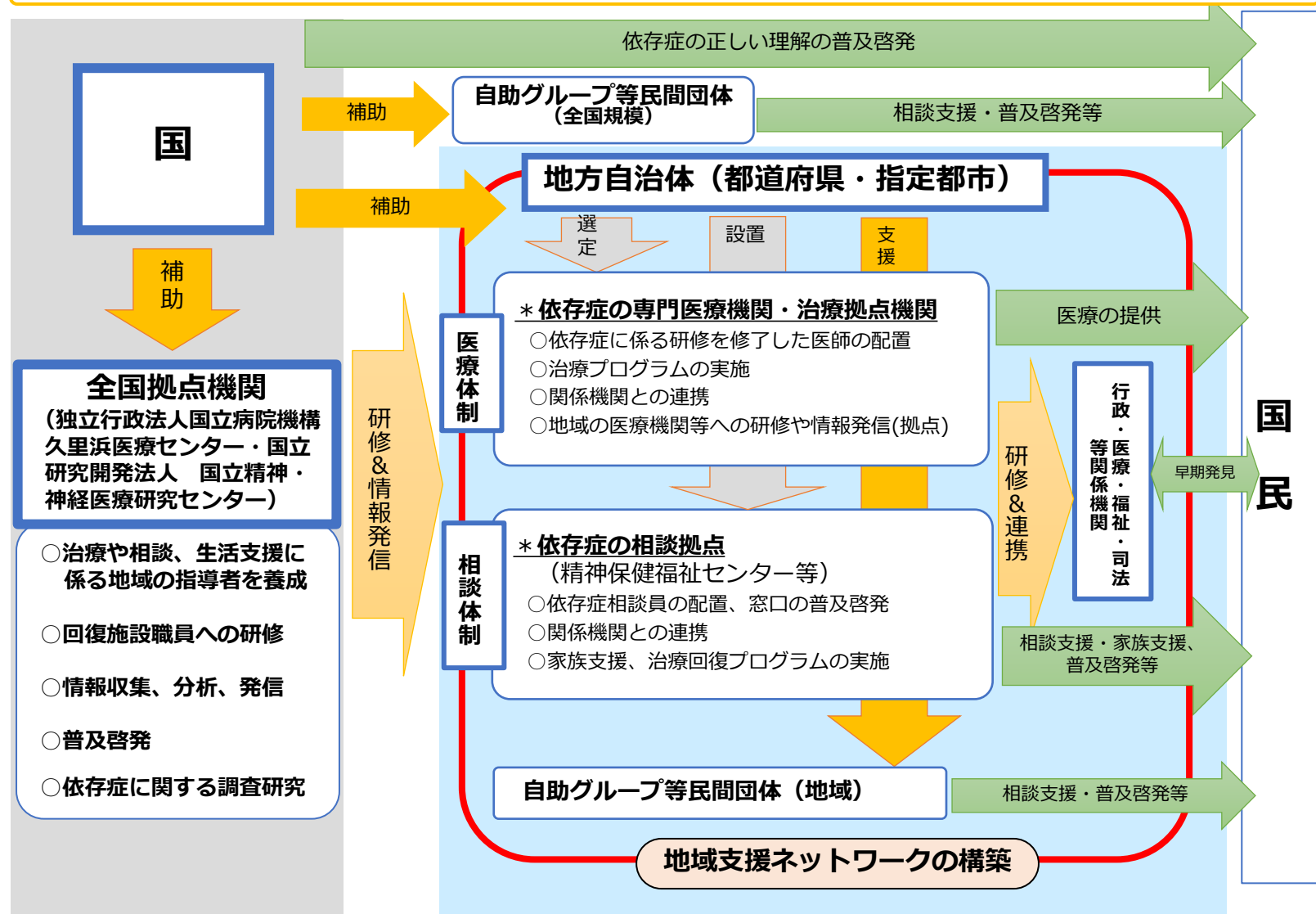
- 貸付自粛制度について適切な運用を確保するとともに、制度の周知を実施【金融庁】
- 都道府県警察に対し、違法なギャンブル等の取締りの徹底について指示【警察庁】

〔啓発用ポスター（警察庁・消費者庁）〕



# 依存症対策の全体像

○依存症対策（アルコール・薬物・ギャンブル等）については、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などを総合的に推進。



## 1 事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要となる「居場所づくりコーディネーター（仮称）」の配置等の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- また、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」に基づく取組を集中的に推進するため、地方自治体が行うこどものニーズ把握等の居場所づくりの前提となる実態調査や、居場所づくりに係る様々な広報啓発の取組に対して、3年間で集中して支援を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

### (1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

### (2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

＜広報啓発の取組例＞

- ・ こどもと居場所等を繋ぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・ 居場所マップの作製・配布
- ・ 相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- ・ 人材の発掘に向けたシンポジウムなどイベントの実施 等



### (3) こどもの居場所づくりコーディネーター（仮称）の配置等支援

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所運営において必要となる運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。また、コーディネーターを通じて始める居場所に対して、その立ち上げ資金を補助する。

### (4) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

＜想定されるテーマ例＞

- ・ 同年代のスタッフが運営するピアカフェの実施
- ・ 高校の空き教室等を活用したカフェの開設によるアウトリーチ支援
- ・ 障害のある子もない子も遊び、交流し育ち合う場の実施
- ・ 居場所がない若者が自らの意思で気軽に利用・相談できる場の提供
- ・ 朝食の提供等を行う早朝の居場所の開設
- ・ がんや難病等のこどもを支える「こどもホスピス」の支援 等

## 3 実施主体等

### (1) 実態調査・把握支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】

1 指定都市あたり	5,458千円
1 特別区・中核市あたり	3,434千円
1 市町村あたり	1,948千円

### (2) 広報啓発活動支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】

1 指定都市あたり	4,133千円
1 特別区・中核市あたり	3,885千円
1 市町村あたり	2,130千円

### (3) こどもの居場所づくりコーディネーター（仮称）の配置等支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】

i) コーディネーター配置

1 市区町村あたり	15,200千円（3名以上配置の場合）
	10,259千円（2名配置の場合）
	5,318千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援 1か所あたり 50千円

### (4) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）

【負担割合】国10/10

【補助基準額案】1団体当たり 5,000千円（上限） ※同一団体の同一事業は採択しない。

※上記のほか、国が行う「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の周知・広報に必要な経費を要求。



# 短期入所

## ○ 対象者

- 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者
- 福祉型(障害者支援施設等において実施可能)
    - ・ 障害支援区分1以上である障害者又は障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児
  - 福祉型強化(障害者支援施設等において実施可能)(※)
    - ※ 看護職員を常勤で1人以上配置
    - ・ 厚生労働大臣が定める状態に該当する医療的ケアが必要な障害者及び障害児
  - 医療型(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院において実施可能)(※)
    - ※ 病院、診療所については、法人格を有さない医療機関を含む。また、宿泊を伴わない場合は無床診療所も実施可能
    - ・ 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等

## ○ サービス内容

- 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援
- 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置し、これに応じた報酬単価を設定

## ○ 主な人員配置

- 併設型・空床型 本体施設の配置基準に準じる
- 単独型 当該利用日の利用者数に対し6人につき1人

## ○ 報酬単価 (令和3年4月～)

■ 基本報酬			
<b>福祉型短期入所サービス費 (I)～(IV)</b> → 障害者(児)について、障害支援区分に応じた単位の設定  169単位～903単位	<b>福祉型強化短期入所サービス費 (I)～(IV)</b> → 看護職員を配置し、厚生労働大臣が定める状態に該当する医療的ケアが必要な障害者(児)に対し、支援を行う場合  370単位～1,104単位	<b>医療型短期入所サービス費 (I)～(III)(宿泊を伴う場合)</b> → 区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、重症心身障害児・者等に対し、支援を行う場合  1,747単位～3,010単位	<b>医療型特定短期入所サービス費 (I)～(III)(宿泊を伴わない場合) (IV)～(VI)(宿泊のみの場合)</b> → 左記と同様の対象者に対し支援を行う場合  1,266単位～2,835単位
■ 主な加算			
<b>単独型加算(320単位)</b> → 併設型・空床型ではない指定短期入所事業所にて、指定短期入所を行った場合	<b>緊急短期入所受入加算(福祉型180単位、医療型270単位)</b> → 空床の確保や緊急時の受入れを行った場合 <b>定員超過特例加算(50単位)</b> → 緊急時に定員を超えて受入を行った場合(10日限度で算定)	<b>特別重度支援加算</b> (610単位/297単位/120単位) → 医療ニーズの高い障害児・者に対しサービスを提供した場合	

子ども・子育て支援交付金 令和5年度予算 1,847億円の内数 (1,748億円の内数)

## 1. 施策の目的

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

## 2. 施策の内容

### (1) 病児対応型・病後児対応型

**地域の病児・病後児**について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

### (2) 体調不良児対応型

**保育中の体調不良児**について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

### (3) 非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

## 3. 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。） 【補助率】：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

### 【令和5年度補助単価（病児対応型1か所当たり年額）】

基本分単価：7,037,000円

加算分単価：1,000,000円 ～ 38,000,000円（※）

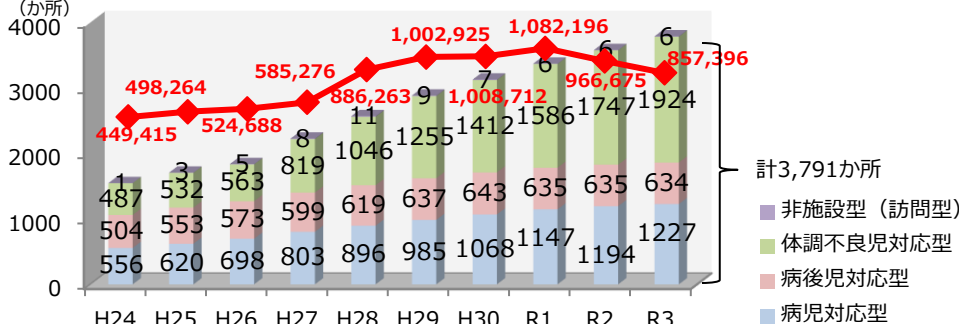
送迎対応看護師雇上費：5,400,000円

送 迎 経 費：3,634,000円

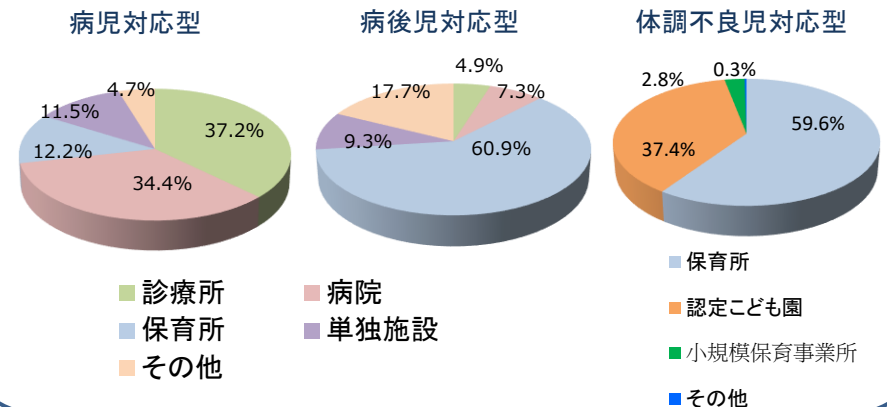
※ 年間延べ利用児童数50人～4,000人の加算分単価。延べ利用児童数が4,000人を超える場合は別途協議。

※ 2（1）病児対応型・病後児対応型について、当日キャンセルに対する受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算を試行的に実施。

### 【実施か所数及び延べ利用児童数】



### 【実施場所】



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計  
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計  
 ※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。  
 (前年同月の延べ利用児童数を上限)

### 3 教育及び普及啓発

# 地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和6年度予算額（案）  
（前年度予算額）

70百万円  
75百万円

No.130



文部科学省

## 背景・課題

- こども家庭庁が設置され、子供の学びや育ちを家庭を含めた社会全体で支援することが求められる。
- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
- 不登校の増加(約30万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約22万件)のリスク増

- ①身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ②家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材・予算の確保が課題となっている。

## 事業内容

### ①地域の実情に応じた家庭教育支援の促進（継続） [61百万]

地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供 等を実施。

→ R6目標：1,000チーム

### ②個別の支援が必要な家庭への対応強化（継続）

- ①に加えて、特に個別の支援が必要な家庭に対し、地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添いながら、
  - 相談対応や情報提供を実施。[8百万]
  - 地域人材の資質向上のための研修の実施。[1百万]

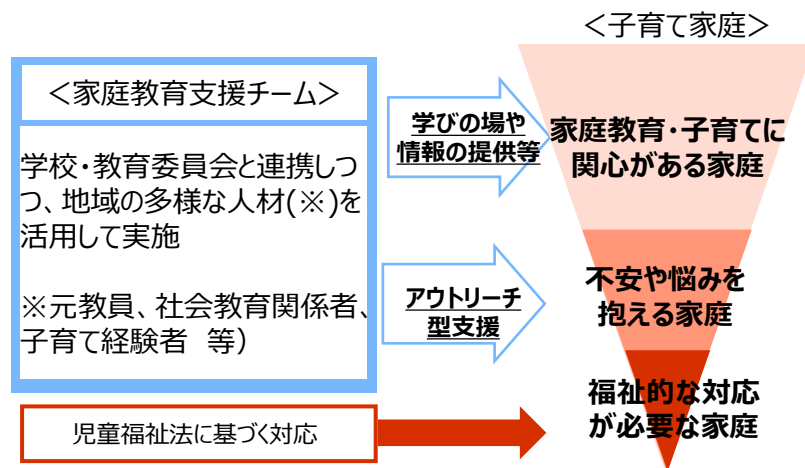
→ R6目標：100チーム

- 事業開始：平成27年度～

## 骨太の方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

### 4. 包摂社会の実現 （孤独・孤立対策）

日常の様々な分野で緩やかなつながりを築ける多様な「居場所」づくりなど孤独・孤立の「予防」、アウトリーチの取組、社会的処方活用の活用、ひきこもり支援、新大綱に基づく自殺総合対策など重点計画の施策を着実に推進する。



## アウトプット（活動目標）

- ・家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

## アウトカム（成果目標）

保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、身近な地域に家庭教育の悩みを相談できる人がいる保護者の割合が改善する。（R3:29.9%）

## インパクト（国民・社会への影響）

- ・家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの教育を支える環境を構築。
- ・保護者の子育て環境により子供たちが家庭で受ける教育について左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

# 法務省の人権擁護機関における「性的マイノリティ」に関する人権啓発活動

No.144

## ○ 人権啓発動画を作成、YouTube法務省チャンネルで配信

- ・「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」  
性的マイノリティ当事者の事例を題材に、こどもの問題や職場の人権問題等について解説した人権啓発動画（平成27年度作成） ※ 閲覧再生回数 約266万回



平成27年度作成動画



平成29年度作成DVD

## ○ リーフレット・DVDを作成、配布

- ・「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」  
性的マイノリティをめぐる問題やハラスメントといった職場の人権問題について解説した人権啓発冊子、DVD（平成29年度作成）

## ○ Myじんけん宣言（性的マイノリティ編）特設サイトを開設（令和5年3月～）

- ・「Myじんけん宣言（※）」に「性的マイノリティ編」特設サイトを開設  
性的マイノリティの方々に配慮した様々な取組を進めている企業等に、その内容を公表していただくことにより、同様の取組を行う方々に参考としていただくとともに、一般の方々にも幅広く御覧いただくことで、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことを目的として開設

（R6.1.22現在の掲載企業）

- ・ A N Aホールディングス株式会社 ・ サントリーホールディングス株式会社
- ・ 積水ハウス株式会社 ・ トヨタ自動車株式会社
- ・ 日本IBM株式会社 ・ 一般社団法人日本経済団体連合会
- ・ 日本テレビホールディングス株式会社 ・ 株式会社ファミリーマート
- ・ 株式会社みずほフィナンシャルグループ ・ ソフトバンク株式会社



※ 「Myじんけん宣言」

人権を尊重する行動をとることを宣言することによって、誰もが人権を尊重し合う社会の実現を目指して立ち上げられた投稿型のコンテンツ

## ○ 人権擁護委員や地方公務員等に対する研修において性的マイノリティに関する講義の実施

# 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について (平成27年4月30日児童生徒課長通知)

No.145

## 1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

「性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うこと。」

- 学校における支援体制  
⇒「サポートチーム」の設置による対応、情報共有に当たっては留意しつつ対応することが必要
- 医療機関との連携
- 学校生活の各場面での支援  
⇒学校として先入観をもたず、その時々の児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要
- 卒業証明書等  
⇒戸籍上の性別変更を行った者への対応
- 当事者である児童生徒の保護者との関係  
⇒保護者と十分話し合い、可能な支援を行う
- 教育委員会等による支援  
⇒人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭、管理職、学校医、スクールカウンセラー等への研修が必要

以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要がある。

## 2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒 に対する相談体制等の充実

- 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。
- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。
- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄したりしないこと等が考えられること。
- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

# 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について (平成27年4月30日児童生徒課長通知)

No.145

## (別紙)性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

項目	学校における支援の事例
服 装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪 型	・標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書(通知表を含む。)を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授 業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水 泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。 ・補修として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

文部科学省調べ

※上記はあくまで対応の一例。画一的に例示のとおりに対応をするのではなく、児童生徒や保護者とよく話し合い、個別の事情に応じた対応をすることが必要。

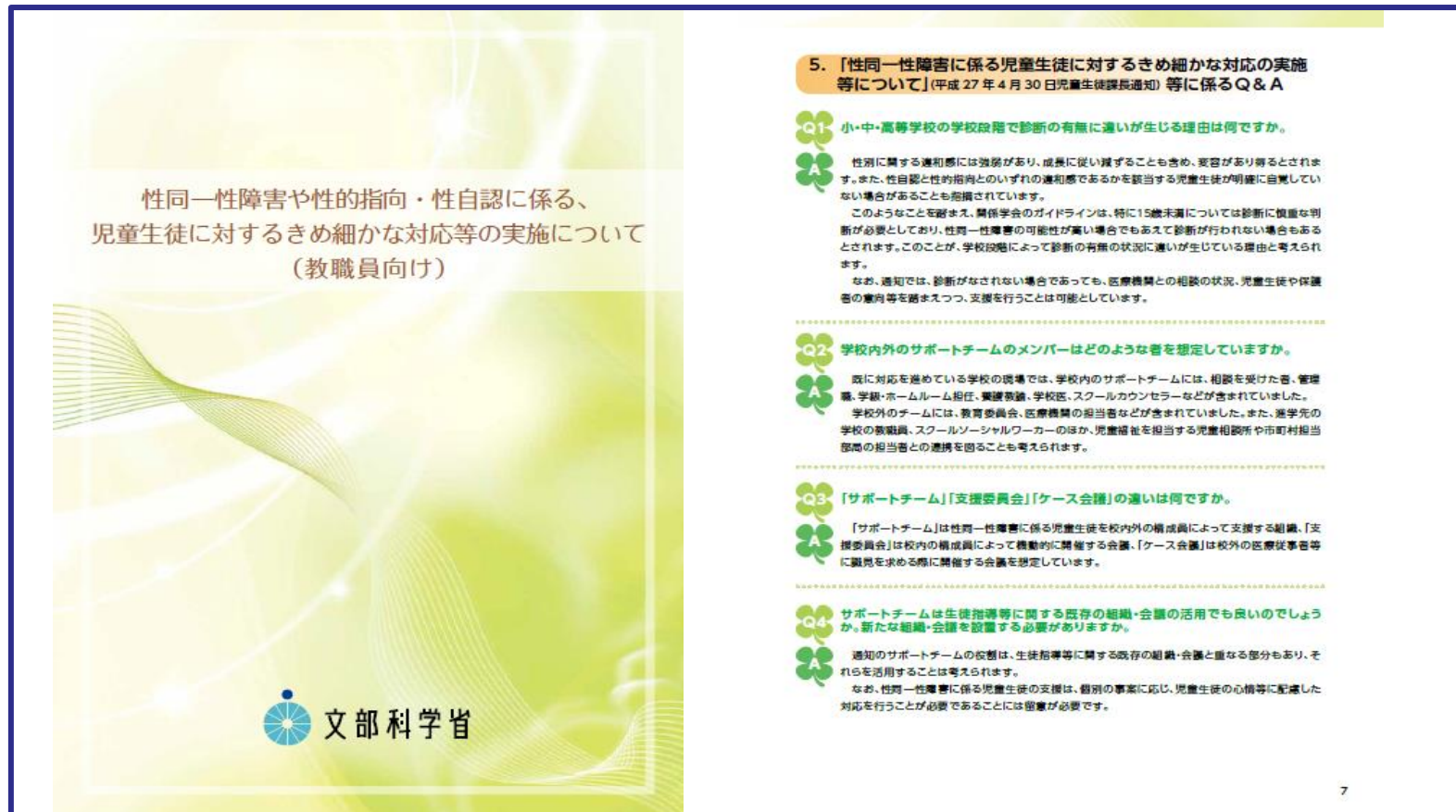
【参考】[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/27/04/1357468.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm)



# パンフレット「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」(平成28年4月)

No.145

○ 教職員の理解促進のため、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)を網羅した上で、Q&Aを追加したパンフレットを作成。



【参考】[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/1369211.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm)

# パンフレット「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」(平成28年4月) No.145



**Q5** 対応以前の問題として、学校として性同一性障害に係る児童生徒をどのように把握すれば良いのでしょうか。学校としてアンケート調査などを行い積極的に把握すべきですか。



性同一性障害に係る児童生徒やその保護者は、性自認等について、他の児童生徒だけでなく、教職員に対しても秘匿しておきたい場合があります。また、自ら明らかにする準備が整っていない児童生徒に対し、一方的な調査や確認が行われると、当該児童生徒は自分の尊厳が侵害されている印象をもつおそれもあります。

このようなことを踏まえ、教育上の配慮の観点からは、申出がない状況で具体的な調査を行う必要はないと考えられます。学校においては、教職員が正しい知識を持ち、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。



**Q6** 他の児童生徒に対し、秘匿しながら対応している事例はありますか。



平成26年の文部科学省の調査では、約6割の児童生徒が他の児童生徒や保護者に知らせておらず、その中には、秘匿したまま学校として可能な対応を進めている事例もありました。

なお、通知では、他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があるとしています。



**Q7** 関係学会等が提供する情報を得るにはどうしたら良いですか。



現在、性同一性障害に係る専門的な助言等を行える医療機関として、GID学会のホームページにおいて「性同一性障害診療に関するメンタルヘルス専門職の所属施設」(平成27年2月24日付)が公開されています。

(参考URL) <http://www.okayama-u.ac.jp/user/jsgid/>

また、香川県等の精神保健福祉センターでは、性同一性障害の相談を受けており、専門機関等、必要な情報に結びつくように努めています。こういった機関と連携を図ることも考えられます。



**Q8** 医療機関との連携について記載がありますが、性同一性障害と思われる児童生徒がいた場合、本人の意向に関わらず、医療機関の診断を受けるようすすめた方が良いのでしょうか。



医療機関との連携は、学校が必要な支援を検討する際、専門的知見を得られる重要な機会となります。他方、最終的に医療機関を受診するかどうかは、性同一性障害に係る児童生徒本人やその保護者が判断することです。

このため、児童生徒やその保護者が受診を希望しない場合は、その判断を尊重しつつ、学校としては具体的な個人情報に関連しない範囲での一般的な助言などを専門的医療機関に求めることが考えられます。



**Q9** 性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡についてはどのように考えれば良いのでしょうか。



性同一性障害に係る児童生徒への対応は重要ですが、その対応に当たっては、他の児童生徒への配慮も必要です。例えば、トイレの使用について、職員用トイレの使用を認めるなど、他の児童生徒や保護者にも配慮した対応を行っている例があります。

このように、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒や保護者への配慮の均衡を取りながら支援を進めることが重要です。



**Q10** 健康診断の実施に当たっては、どのような配慮が考えられますか。



通知は、「学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること」としています。

健康診断に当たっても、本人等の意向を踏まえた上で、保健教諭は学校医と相談しつつ個別に実施することが考えられます。



**Q11** 卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合、指導要録の変更まで行う必要がありますか。



通知は、「指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること」としており、指導要録の変更は想定していません。



**Q12** 性自認や性的指向について当事者の団体から学校における講話の実施の申し出があった場合等、こうした主題に係る学校教育での扱いをどのように考えるべきですか。



一般論として、性に関することを学校教育の中で扱う場合は、児童生徒の発達段階を踏まえることや、教育の内容について学校全体で共通理解を図るとともに保護者の理解を得ること、事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておく等計画性をもって実施すること等が求められるところであり、適切な対応が必要です。

他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力等を育む人権教育等の一環として、性自認や性的指向について取り上げることも考えられますが、その場合、特に義務教育段階における児童生徒の発達の段階を踏まえた影響等についての慎重な配慮を含め、上記の性に関する教育の基本的な考え方や教育の中立性の確保に十分な注意を払い、指導の目的や内容、取扱いの方法等を適切なものとしていくことが必要です。

Q 対応以前の問題として、学校として性同一性障害に係る児童生徒をどのように把握すれば良いのでしょうか。学校としてアンケート調査などを行い積極的に把握すべきなのでしょうか。

A 性同一性障害に係る児童生徒やその保護者は、性自認等について、他の児童生徒だけでなく、教職員に対しても秘匿しておきたい場合があります。また、自ら明らかにする準備が整っていない児童生徒に対し、一方的な調査や確認が行われると、当該児童生徒は自分の尊厳が侵害されている印象をもつおそれもあります。

このようなことを踏まえ、教育上の配慮の観点からは、申出がない状況で具体的な調査を行う必要はないと考えられます。学校においては、教職員が正しい知識を持ち、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。

Q 他の児童生徒に対し、秘匿しながら対応している事例はありますか。

A 平成26年の文部科学省の調査では、約6割の児童生徒が他の児童生徒や保護者に知らせておらず、その中には、秘匿したまま学校として可能な対応を進めている事例もありました。

なお、通知では、他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があるとしています。

Q 性自認や性的指向について、当事者の団体から学校における講話の実施の申し出があった場合等、こうした主題に係る学校教育での扱いをどのように考えるべきですか。

A 一般論として、性に関することを学校教育の中で扱う場合は、児童生徒の発達の段階を踏まえることや、教育の内容について学校全体で共通理解を図るとともに保護者の理解を得ること、事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておく等計画性をもって実施すること等が求められるところであり、適切な対応が必要です。

他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力等を育む人権教育等の一環として、性自認や性的指向について取り上げることも考えられますが、その場合、特に義務教育段階における児童生徒の発達の段階を踏まえた影響等についての慎重な配慮を含め、上記の性に関する教育の基本的な考え方や教育の中立性の確保に十分な注意を払い、指導の目的や内容、取扱いの方法等を適切なものとしていくことが必要です。

## 生徒指導提要

生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する基本書**として、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法、個別課題への対応**（いじめ、不登校、暴力行為…）**等について網羅的にまとめたもの**（平成22年3月作成）。



## 改訂の背景

- 平成22年に**生徒指導提要**が作成されて以降、**10年以上が経過**。
- 近年、**いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向であるなど、課題は深刻化**。また、「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の成立等関連法規や組織体制の在り方など、**提要の作成時から生徒指導を巡る状況は大きく変化**。
- 「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議※」において生徒指導提要の改訂を検討**（右記QR）。

※座長：八並光俊東京理科大学教育支援機構教職教育センター教授、副座長：新井 肇 関西外国語大学外国語学部教授



## 12.5 「性的マイノリティ」に関する課題と対応

- 学級・HRにおいては、いかなるいじめや差別も許さない適切な生徒指導、人権教育を推進し、**悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者**となるよう努める。
- 自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、**相談しやすい環境を整えるとともに、教職員自身が理解を深めることも重要**。
- 教職員間の情報共有に当たっては、児童生徒自身が秘匿しておきたい場合があることに留意が必要。本人や保護者に十分な説明・相談や理解を得る働きかけが求められる。

### 【関係機関との連携】

#### ➤ 保護者との連携

- 保護者とその子の性同一性に関する悩みや不安を受容している場合は、緊密に連携して支援を進めることが必要であり、そうでない場合でも、十分に話し合い、支援する必要。

#### ➤ 医療機関との連携

- 医療機関による診断や助言を通じて学校が専門的知見を得るとともに、教職員や児童生徒、保護者への説明材料として活用**。
- 連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則だが、個人情報に関連しない範囲での助言も有効。

項目	学校における支援の事例
服装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	・標準より長い髪形を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

## 4 記録の収集等に関する体制等

# データヘルス改革に関する工程表

第8回データヘルス改革推進本部  
(令和3年6月4日)資料1より抜粋

No.147

- マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報を把握できるようにするとともに、UI（ユーザーインターフェース）にも優れた仕組みを構築する。  
また、患者本人が閲覧できる情報（健診情報やレセプト・処方箋情報、電子カルテ情報、介護情報等）は、医療機関や介護事業所でも閲覧可能とする仕組みを整備する。  
→ これにより、国民が生涯にわたり自身の保健医療情報を把握できるようになるとともに、医療機関や介護事業所においても、患者・利用者ニーズを踏まえた最適な医療・介護サービスを提供することが可能になる。

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備	<b>健診・検診情報</b>							
	乳幼児健診・妊婦健診	●	マイナポータルで閲覧可能（2020年6月～）					
	特定健診		●	マイナポータルで閲覧可能（2021年10月～）				
	事業主健診（40歳未満）		法制上の対応・システム改修			●	マイナポータルで閲覧可能（2023年度中～）	
	自治体検診 がん検診、骨粗鬆症検診 歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診		データ標準化、システム要件整理	システム改修		●	マイナポータルで閲覧可能（2022年度早期～）	
	学校健診（私立等含む小中高大）		標準的な記録様式の策定	実証実験、システム改修		システム整備でき次第、随時提供開始		●
	予防接種 定期接種 A類：ジフテリア、百日せき等 B類：高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌	●	2017年6月以降の定期接種歴はマイナポータルで閲覧可能（2017年6月～）					
	安全・安心な民間PHRサービスの利活用の促進に向けた環境整備		ガイドライン整備	●	マイナポータルと民間PHR事業者のAPI連携開始（2021年度早期～）		●	適切な民間PHRサービスの提供に向けて第三者認証制度等の運用開始（2023年度～）
	より利便性の高い閲覧環境の在り方の検討			●	マイナポータルの利便性向上に向けた取組	●	ヒストリカルな健康情報にアクセスしやすい仕組みなど、利便性の高い閲覧環境の在り方を検討（マイナポータル以外の方策を含む）	
						●	検討結果を踏まえた措置（2024年度以降順次～）	

マイナポータルで閲覧可能（2022年度中～）  
※2024年度中に全国の学校で対応

※可能な限り早い段階で、新型コロナワクチンについても閲覧可能に

●

※可能なものから2024年度を待たずに順次閲覧可能に



# 予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業

No.148

令和6年度予算案：1.2億円（1.1億円）  
【令和2年度創設】

## 目的

- 予防のためのこどもの死亡検証は、こどもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 今般、成育基本法や、死因究明等推進基本法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

## 内容

### （1）推進会議

医療機関、行政機関、警察等とこどもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

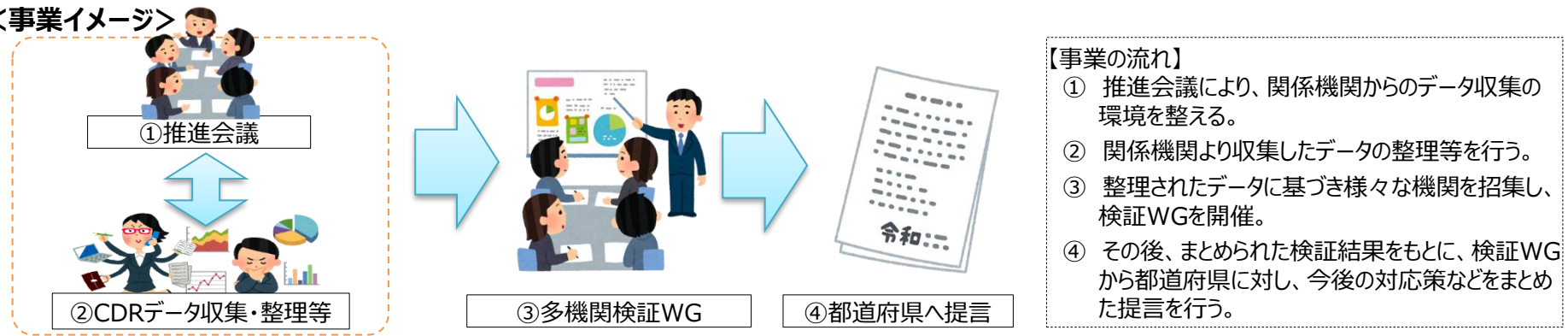
### （2）情報の収集・管理等

こどもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

### （3）多機関検証ワーキンググループ<sup>※</sup>（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果表）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

### <事業イメージ>



## 実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国10 / 10
- ◆ 補助単価案：年額 12,647,020円

## 事業実績

- ◆ 実施自治体数（変更交付決定ベース）  
令和4年度：8自治体（北海道、福島県、群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県）

我が国では、窒息や溺水、転落をはじめとする事故等によって、14歳以下のこどもが毎年200人ほど亡くなっている。こどもたちの明るい未来のためにも、防ぐことのできる事故を可能な限り防止する必要がある。

こどもの生命・身体に係る事故の発生を予防し、その拡大を防ぐことを目的とし、保護者等に向けた注意喚起等の情報提供を行うほか、「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」の開催及び「こどもの事故防止週間」の実施、就学前のこどもに予期せず起こりやすい事故とその予防法等をまとめたハンドブックの作成・配布等を行っている。

## (1)「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」の開催

こどもの事故を防止するためには、

- ①保護者の事故防止意識を高めるための啓発活動を効果的に実施
- ②教育・保育施設等の関係者による取組
- ③こどもの事故防止に配慮された安全な製品の普及等を総合的に取り組む必要がある。

関係府省庁が緊密に連携して取組を推進するため、「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を平成28年6月に設置し、令和5年4月からは、こども家庭庁の下で開催している。

<令和5年度の開催状況>

第1回令和5年7月13日、第2回令和6年1月30日

## (2)「こどもの事故防止週間」の実施

「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」の取組として、「こどもの事故防止週間」を実施している。令和5年度は、「こどもの取り残し、置き去りによる事故の防止」をテーマに、7月17日から23日までの1週間、事故を防ぐポイント等について、ポスターやSNSなどを通じて広報啓発を行った。

## (3)ハンドブックの作成・配布

こどもの中でも特に未就学児を対象として、予期せず起こりやすい事故とその予防法・対処法のポイントをまとめたハンドブックを作成し、地方公共団体、事業者、関係団体に配布している。（平成29年度から令和4年度までは消費者庁が実施）

※ 令和5年度に改訂した「こどもを事故から守る！事故防止ハンドブック」は、こども家庭庁ホームページに掲載。

## (4)ホームページやSNS等を通じた情報発信

「こどもを事故から守る！事故防止ポータルサイト」をこども家庭庁ホームページに掲載し、様々な事故情報や事故防止の取組事例、事故が起きたときの応急手当の方法などの情報を発信している。

SNS等においても事故防止のための情報発信を実施している。

### 【関係府省庁連絡会議構成員】

- ・こども家庭庁 成育局安全対策課長（議長）
- ・警察庁 刑事局捜査第一課長
- ・消費者庁 消費者安全課長
- ・こども家庭庁 成育局母子保健課長
- ・総務省消防庁 総務課長
- ・文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課長
- ・厚生労働省 政策統括官付参事官（総合政策統括担当）
- ・農林水産省 消費・安全局消費者行政・食育課長
- ・経済産業省 商務情報政策局産業保安グループ製品安全課長
- ・国土交通省 総合政策局バリアフリー政策課長
- ・海上保安庁 交通部安全対策課長

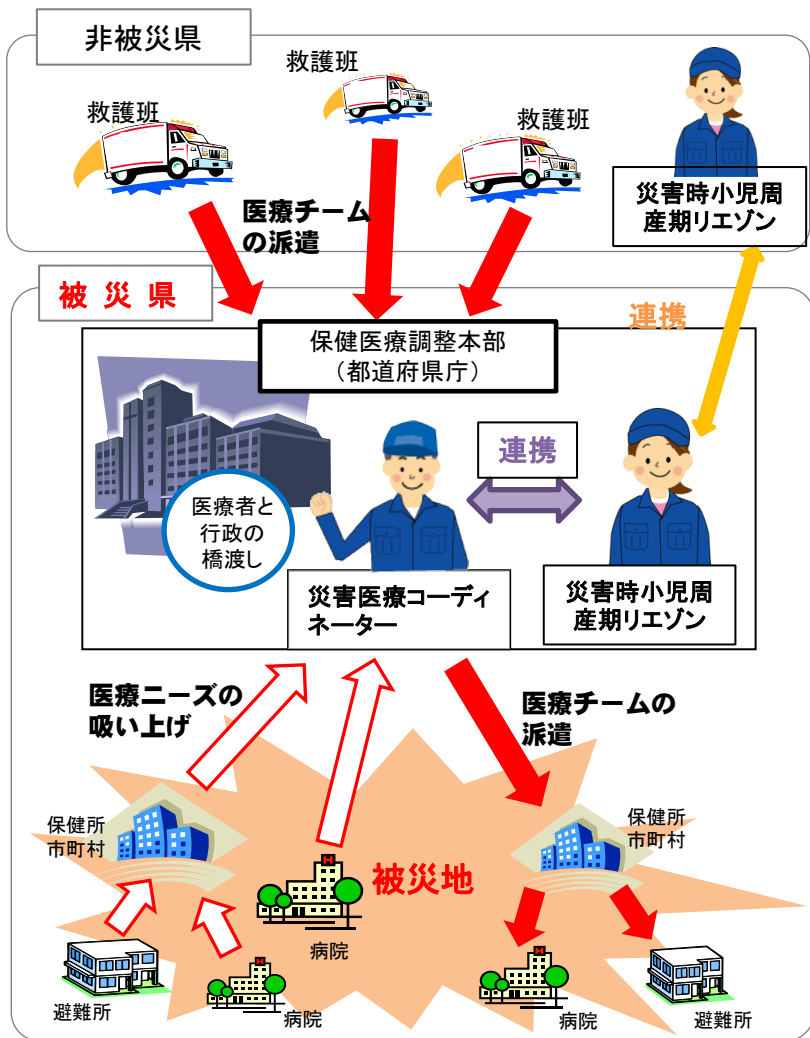


「こどもの事故防止週間」ポスター（令和5年度）



「こどもを事故から守る！事故防止ハンドブック」（令和5年度改訂版）

本事業は、災害時に被災都道府県の災害対策本部の下に設置される保健医療福祉調整本部等において、**災害医療コーディネーターのサポートとして、小児・周産期領域におけるネットワークを経由した患者搬送や物資の支援を円滑に行う役割を持つ「災害時小児周産期リエゾン」**の養成を行うことを目的とする。



## 現状

東日本大震災において小児・周産期に関する患者の把握や搬送、情報共有が円滑になされなかったことから、小児や周産期に特化したコーディネート機能を強化する必要性が指摘された。(周産期医療体制のあり方に関する検討会等)

## 課題

- 業務の標準化
- 近隣県をはじめ、他の災害時小児周産期リエゾンとの連携強化



全国研修の実施

## 災害時小児周産期リエゾン養成研修

### (対象者)

災害時に、都道府県の保健医療調整本部において小児・周産期領域に特化して救護班等の派遣調整や搬送調整、物資調達等を担う人材

- ・ 医師(小児科医、産婦人科医、小児外科医)、助産師、看護師等
- ・ 都道府県担当者

(日程) 1.5日間

令和2年度、令和3年度は  
オンラインで実施

(受講者数)

70名程度 × 年3回

### (研修内容)

小児・周産期領域における災害医療コーディネート能力の向上を図るため、以下の事項について座学及び演習を行う。

- 災害時の小児・周産期領域における問題点に関する事項
- 医療チームの派遣調整等の体制確保に関する事項
- 被災都道府県下の災害医療活動について、都道府県に対し助言を行う体制に関する事項

等

### 【これまでの研修終了者数】

平成28年度	106名	令和元年度	196名
平成29年度	153名	令和2年度	224名
平成30年度	189名	令和3年度	219名

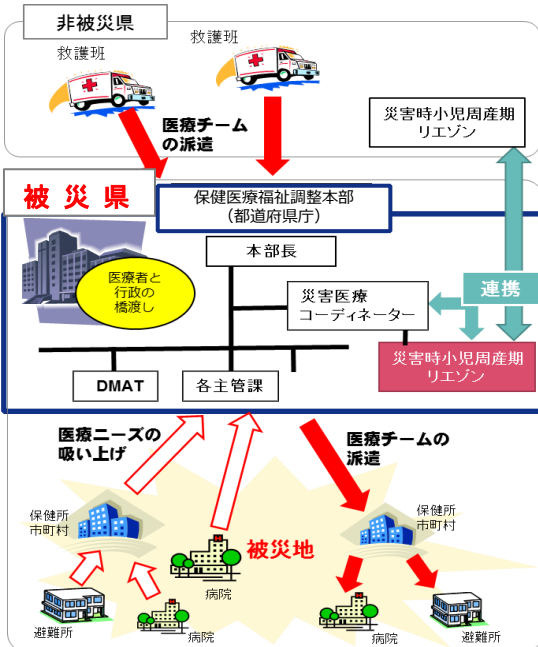
計1,087名

## 1 事業の目的

- ・平成23年に発生した東日本大震災において小児・周産期に関する患者の把握や搬送、情報共有が円滑になされなかったことから、小児や周産期に特化したコーディネート機能を強化する必要性が指摘された（周産期医療体制のあり方に関する検討会等）。
- ・このため、都道府県の保健医療福祉調整本部等において、大規模災害時に、災害医療コーディネーターやDMAT等と連携して的確かつ迅速に小児周産期医療を提供できる体制の構築を行う災害時小児周産期リエゾンを養成することを目的としている。
- ・さらに、各都道府県において、新型コロナウイルス感染症に係る小児・周産期医療の提供において大きな役割を果たしており、今後も引き続き、災害に加えて、新興感染症流行に際しても、「有事」として対応を行う予定である。

## 2 事業の概要・スキーム

＜災害時小児周産期リエゾンの業務＞  
都道府県の**保健医療福祉調整本部**において、DMAT、警察、消防、行政等と**多職種連携**を行い、小児周産期医療に係る調整を行うことで、災害医療コーディネーターを補佐する。



### ＜現行（～令和4年度）＞

災害時小児周産期リエゾン養成研修	
(対象者) 災害時に、都道府県の保健医療福祉調整本部において小児・周産期領域に特化した救護班等の派遣調整や搬送調整、物資調達等を担う人材 ・医師(小児科医、産婦人科医、小児外科医)、助産師、看護師等 ・都道府県担当者	(研修内容) 小児・周産期領域における災害医療コーディネート能力の向上を図るため、以下の事項について座学及び演習を行う。 ➢ 災害時の小児・周産期領域における問題点に関する事項 ➢ 医療チームの派遣調整等の体制確保に関する事項 ➢ 被災都道府県下の災害医療活動について、都道府県に対し助言を行う体制に関する事項 等
(日程) 1.5日間	
(受講者数) 70名程度 x 年3回	

### 課題

#### 1. リエゾンの絶対数の確保

地域の小児周産期医療維持と地域の特性に応じた災害対応の両立には、2500人（※）程度の養成が必要

- ※ 平成28年度～令和3年度 研修修了1090名（うち都道府県任命者 587名（令和3年8月））
- ※ 全国の周産期母子医療センター施設数 408 × リエゾン構成各専門科数（産科・新生児科・小児科）3 × 各専門科毎確保人数 2 = 養成すべきリエゾン数 2448人（各地域の小児周産期医療機関において災害時等に医療機能維持を担う人員を確保しつつ、保健医療福祉調整本部内に派遣される交代要員の確保を企図して算出）

#### 2. 保健医療福祉調整本部における多職種連携の経験不足対策

既存のリエゾン研修においては、災害医療の基礎および本部で果たすべき役割に関して、主に座学で学ぶが、実際にDMAT等の他の職種とともにシミュレーションを行うわけではなく、互いの職種の特徴などを直に知る機会には乏しい

#### 3. 研修機会の不足対策

災害は日常的に生じないことから、災害時に求められる活動の具体的なイメージを1回の研修で把握し続けることは困難であり、地域において研修を修了したリエゾンが繰り返し研修機会を得ることが必要

### ＜新規事業案（令和5年度～）＞

現行のリエゾン養成研修（年間200～300人程度養成）

+

**アドバンスド研修（保健医療福祉調整本部等での多職種連携の演習）**

#### ＜内容＞

- ・統括DMAT/DMAT技能維持研修（運営：DMAT事務局）との連携
- ・保健医療調整本部におけるリエゾンの役割に係る訓練

#### ＜目標＞

- ・地域におけるリエゾンのリーダー役養成
- = 地域での継続的な自主研修の運営人員の養成
- ・年間80-100人程度養成

リエゾンの絶対数の確保

本部での多職種連携演習の機会創出

## 3 実施主体等

研修機会増加

- ・実施主体：委託事業（公募により選定）
- ・補助率：定額（10/10相当）

## 5 調査研究

# こども家庭庁における科学研究について

## 令和4年度

## 令和5年度

厚生労働科学研究費補助金等  
91億円

こども家庭科学研究費補助金等 3.7億円  
(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業)

科学研究費補助金等

成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業 3.2億円

公募型 260,545千円 指定型 58,000千円

- こども家庭科学研究の振興を促し、もって、こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性に関する保健医療、福祉、生活衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図る
  - ー乳幼児の疾患の克服及び障害の予防、母性及び乳幼児の健康の保持増進並びに児童家庭福祉の向上に資することを目的とする
- 予算（令和5年度）
  - 公募型 302,000千円 指定型 69,000千円

厚生労働省が所管する  
AMED研究 475億円

こども家庭庁が所管するAMED研究 5.8億円  
(成育疾患克服等総合研究事業)

AMED研究

成育疾患克服等総合研究事業 4.8億円

医薬品プロジェクト：133,975千円  
ゲノム・データ基盤プロジェクト：346,221千円

- 受精・妊娠から胎児期、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、性成熟期、生殖期それぞれのライフステージと、次の世代を創出し育成する一連のサイクルである「成育サイクル」の観点から健康課題克服に向け、病態の解明と予防および治療のための研究開発とその実用化を推進
- 予算（令和5年度）
  - 医薬品プロジェクト：169,250千円
  - ゲノム・データ基盤プロジェクト：406,985千円

# こども家庭科学研究（仮称）等の推進【新規】

令和5年度当初予算：9.5億円

## 1 事業の目的

○ 現状、厚生労働省において実施している厚生労働科学研究事業及びAMED（日本医療研究開発機構）研究費の一部について、こども家庭庁において引き続き実施するための費用を計上し、保健、医療、療育、福祉、教育分野等のこども家庭分野に係る行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること等を目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム等

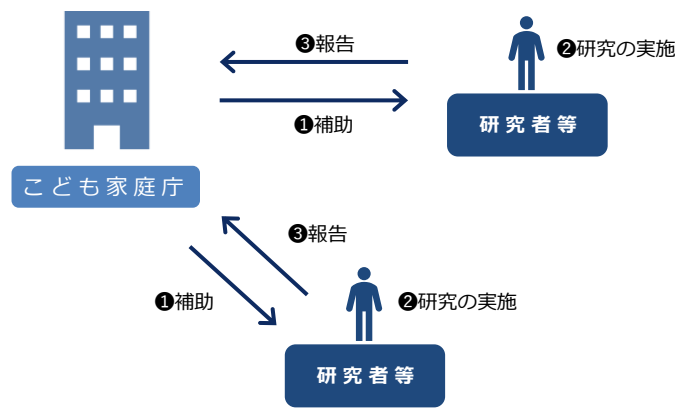
### こども家庭科学研究費 R5予算：3.7億円

#### 事業概要

○ こども家庭科学研究の振興を促し、国民の保健、医療、療育、福祉、教育分野等に関して、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図るための補助金を交付する。

#### スキーム

- 科学技術部会において決定した研究課題について公募等を行い、研究者等を決定。
- 研究者等に対して、研究に必要な経費の補助を行う。



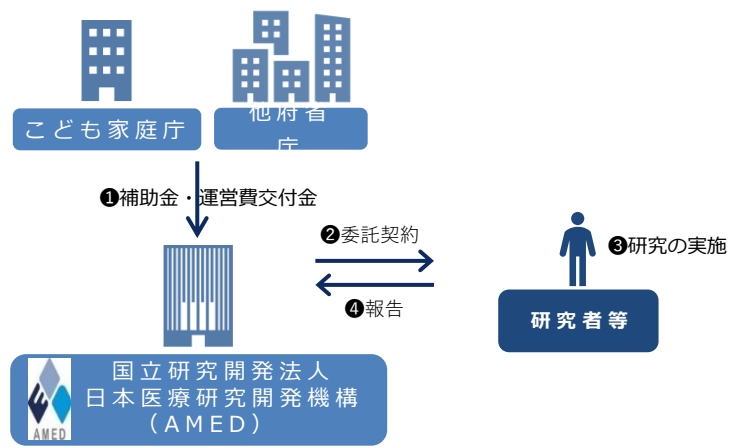
### AMED研究費 R5予算：5.8億円

#### 事業概要

○ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が医療分野研究開発推進計画に基づき、大学等の研究機関の能力を活かして行う医療分野の研究開発の助成等に要する費用に係る補助金を交付する。

#### スキーム

- AMEDに補助金を交付。
- AMEDが研究者等と委託契約を締結し、研究を実施。



## 事業目的・概要等

### 背景・目的

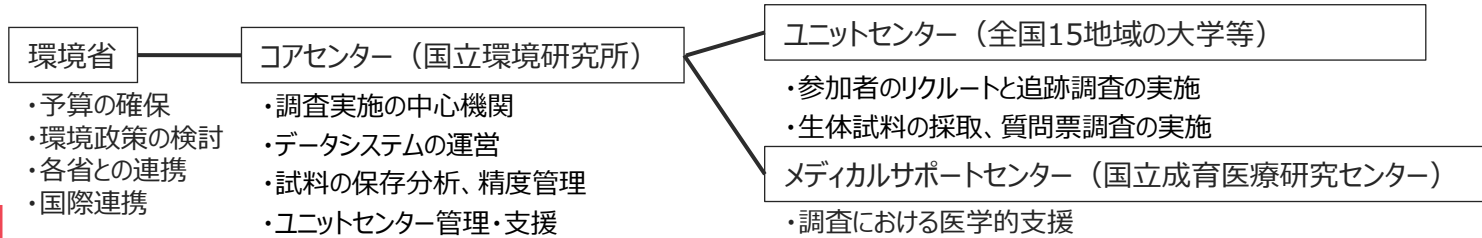
人々を取り巻く社会環境、生活環境は大きく変わってきており、それにともない、環境の汚染や変化が人の健康などに悪影響を及ぼす可能性（＝環境リスク）が増大しているのではないかと懸念があり、本事業を通して、特に国内外で大きな関心を集めている、子どもの成長・発達にもたらす影響について明らかにする。

### 事業概要

子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにするため、10万組の親子を対象とした大規模かつ長期のコホート調査として、参加者（親子）の血液、尿、母乳などの生体試料を採取保存・分析するとともに、質問票による追跡調査を行う。

2019年度より、子どもの成長過程における化学物質ばく露や健康状態を評価するための「学童期検査」や、子育て世代が化学物質のリスクと上手に向き合うことが可能な機会を広げるために、「地域の子育て世代との対話事業」を実施している。

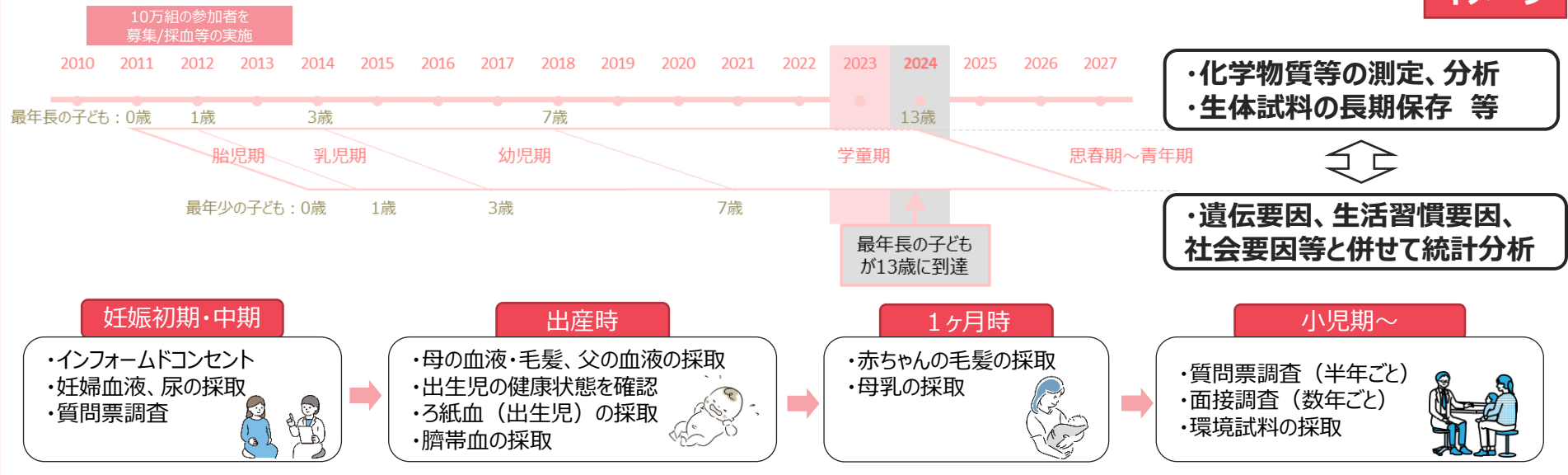
### 事業スキーム



### 期待される効果

子どもの健康に影響を与える化学物質や生活環境等の環境要因を明らかにする。また、適切な情報提供を通じて、環境リスク評価や事業者の自主的取組への反映、化学物質の規制強化など、リスク管理体制の構築を推進し、結果として、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。

## イメージ





# これまでの論文数について

No.158

令和5年11月末時点までの全国データを用いた論文数は**419編**（令和5年度は**68編**）。

## 論文数

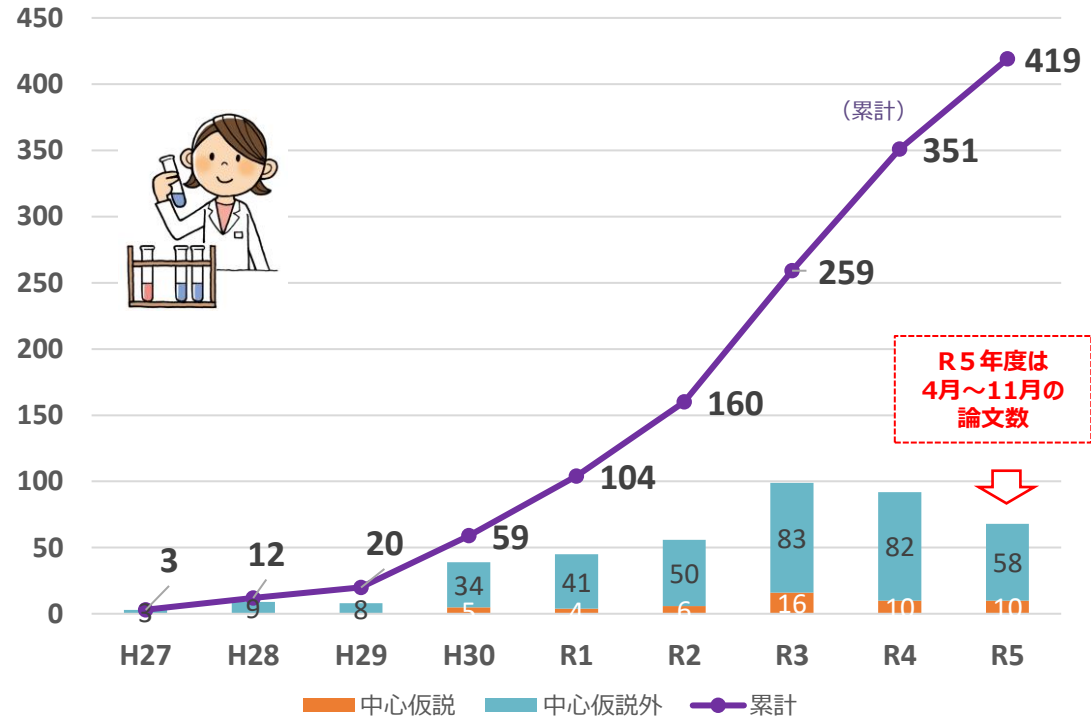
全国データを用いた論文：419編  
(中心仮説51編、中心仮説以外368編)  
(令和5年11月末時点)

ほか

- ・追加調査66編
- ・その他の論文118編 がある。

### 【中心仮説】

胎児期～小児期の化学物質曝露等の環境要因が、妊娠・生殖、先天性形態異常、精神神経発達、免疫・アレルギー、代謝・内分泌等に影響を与えているのではないか。



## 今後の見込み

以下の通り、今後は**中心仮説を主軸とした成果が増える**ことが期待される。

- 今後も引き続き4歳時までのデータの論文のほか、5歳時以降のデータを用いた論文も執筆される予定
- 化学分析や健康情報の把握が進む
- エコチル調査で収集したデータ等を第三者が有効活用するための体制整備

令和6年度予算案：母子保健衛生対策推進事業委託費 2.8億円の内数（－）

## 1 事業の目的

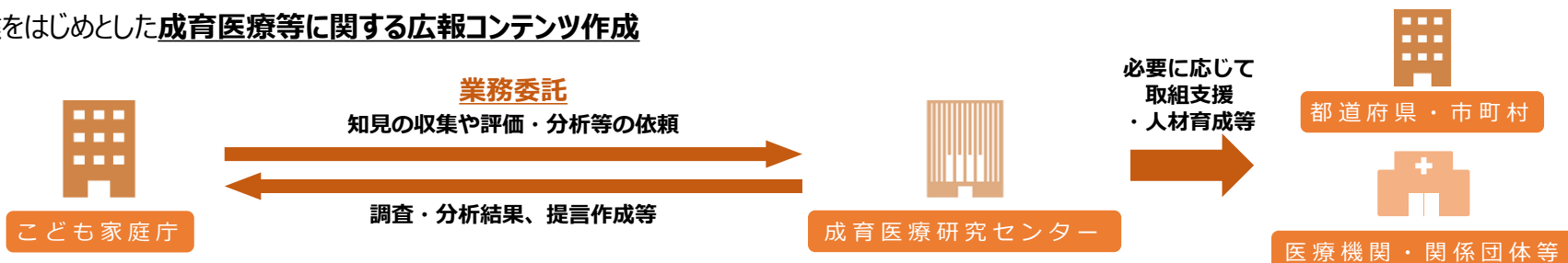
- 令和5年3月に閣議決定された成育医療等基本方針において、「こどもやこどもを養育する者等の視点も踏まえつつ、成育医療等の提供に関する施策に係る知見の収集・分析等の調査研究を推進するとともに、施策の推進に関する提案や施策の進捗状況や実施体制等に係る客観的な評価、地方公共団体の取組の支援や人材育成等を行うシンクタンク機能の充実を図る。」と記載されている。
- 令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略の加速化プランにおいて、「女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究や、プレコンセプションケアや産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する研究等を進める」と記載されている。
- 新たに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる**国立成育医療研究センターにおける、成育医療等に関するシンクタンク機能の充実**を図る。

## 2 事業の概要

### ◆ 内容

- 成育医療等に関する科学的・専門的な知見を有する国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおいて、成育医療等の施策に関する知見の収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信の推進等の成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等を推進。
- 主として、以下のテーマに係る研究・データ分析の実施、施策の推進を支援。
  - ① **産後ケア事業やプレコンセプションケア**をはじめとする成育医療等の提供に関する知見の収集、評価・分析、提言作成、取組支援、人材育成等
  - ② **予防のためのこどもの死亡検証（CDR）**に係る体制整備支援
  - ③ **出生前検査認証制度**に係るデータ収集・分析
  - ④ 母子保健をはじめとした**成育医療等に関する広報コンテンツ作成**

### ◆ 事業イメージ



## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
- ◆ 補助率：定額

## 6 災害時等における支援体制の整備

## ■改定の経緯

「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」令和2年12月24日

## &lt;課題・背景&gt;

- 障害のある人等については、福祉避難所ではない避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるため、一般避難所への避難が難しい場合があり、平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある
- 指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所としての福祉避難所の確保が進んでいない（令和2年現在9,072箇所） 等

改定の  
趣旨

指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化する

## 主な改定内容（記載の追加）

## ○指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示（災害対策基本法施行規則の改正に伴う措置）

- ・指定避難所について、指定福祉避難所を指定一般避難所と分けて指定し、公示する
  - ・指定福祉避難所の受入対象者を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示できる制度を創設
- ※「高齢者」、「障害者」、「妊産婦・乳幼児」、「在校生、卒業生及び事前に市が特定した者」など受入対象者を特定した公示の例を記載
- 受入れを想定していない被災者が避難してくる懸念に対応し、指定福祉避難所の指定促進を図る

## ○指定福祉避難所への直接の避難の促進

- ・地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者を調整等を行う
- 要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進する

## ○避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策

- ・感染症や熱中症対策について、保健・医療関係者の助言を得つつ、避難所の計画、検討を行う
- ・マスク、消毒液、体温計、（段ボール）ベッド、パーティション等の衛生環境対策として必要な物資の備蓄を図る
- ・一般避難所においても要配慮者スペースの確保等必要な支援を行う

## ○緊急防災・減災事業債等を活用した指定福祉避難所の機能強化

※社会福祉法人等の福祉施設等における自治体の補助金に対する緊急防災・減災事業債活用も可能に